

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本教第184号					
令和3年3月9日					
宮城県警察本部長					

職場教養推進要領の一部改正について（通達）

職場教養の推進については、「職場教養推進要領の一部改正について（通達）」（令和2年4月1日付け宮本教第408号）により実施してきたところであるが、この度、令和3年度組織機構改編に伴い、別添のとおり職場教養推進要領の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 職場教養推進委員会に置く幹事会の幹事のうち、「職務倫理教養官」を「教養課課長補佐（教養企画担当）」に改めた。
- (2) 文言の整理等所要の整備を図った。

2 施行期日

令和3年4月1日

別添

職場教養推進要領

第1 趣旨

この要領は、宮城県警察教養規程（平成13年宮城県警察本部訓令第22号）第12条の規定に基づき、職場教養を効果的かつ効率的に推進するため、その体制を確立し、もって職員個々の資質及び能力を高め、組織全体のレベルアップを図るほか、各部門の高度な専門性を有する職員を育成することを目的として必要な事項を定めるものとする。

第2 推進体制

各所属における職場教養の推進体制は、次のとおりとする。

1 教養責任者

- (1) 各所属に教養責任者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 教養責任者は、所属における職場教養の責任者として、所属職員が職務を適正に遂行することができるように、業務の内容及び職場の状況に応じ、計画的かつ効果的に職場教養を推進するものとする。

2 教養担当者

- (1) 各所属に教養担当者を置き、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長、警察学校の副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。
- (2) 教養担当者は、所属の職場教養実施計画を策定するほか、実施状況を別に定める要領によりの確に管理し、職員個々の実務能力向上のため、効果的かつ効率的に職場教養を推進するものとする。

3 教養実施者

- (1) 各所属に教養実施者を置き、警部の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員（教養担当者を除く。）をもって充てる。ただし、教養責任者が、教養実施者として適任と認める場合は、警部補の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員をもって充てることができる。
- (2) 教養実施者は、教養担当者を補佐するとともに、積極的かつ計画的に職場教養を実施するものとする。

4 教養補助員

- (1) 教養責任者は、所属における職場教養を効果的に実施するため、専門的な知識及び技能を有し、指導及び教養を実施することが適任と認められる者を教養補助員に指定することができる。
- (2) 教養補助員は、教養担当者の指揮を受け、教養実施者を補助し、効果的な指導及び教養を実施するものとする。

第3 委員会等の設置

1 職場教養推進委員会

(1) 設置

警察本部に職場教養推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 任務

委員会の任務は、次のとおりとする。

ア 職場教養を効果的に推進するため、基本方針、基本計画及び中・長期計画を策定する。

イ 年間（毎年4月から翌年3月まで）の職場教養計画を策定する。

ウ 組織全体及び各部門のレベルアップを図るほか、高度な知識及び技能を有する職員を育成するための効果的施策を検討する。

エ 職場教養と連動させた専科教養を効果的に実施するための施策について検討する。

オ その他職場教養に関して必要な事項を検討する。

(3) 構成

委員会の構成は、次の表のとおりとする。

委員会	
委員長	警務部長
副委員長	教養課長
委員	総務課管理官、警務課管理官、生活安全企画課管理官、地域課管理官、刑事総務課管理官、組織犯罪対策課管理官、交通企画課管理官、公安課管理官、仙台市警察部庶務課管理官、警察学校副校長及び教養課次長並びに委員長が指名する者

(4) 会議の開催

委員会は、委員長が必要に応じて招集し、基本方針及び基本計画の策定時等を開催する。

2 幹事会

(1) 設置

委員会に幹事会を置く。

(2) 任務

幹事会は、委員会の任務を遂行するため、具体的事項について協議及び検討を行うほか、職場教養の効果的な推進方策等について研究を行う。

(3) 構成

幹事会の構成は、次の表のとおりとする。

幹事会	
幹事長	教養課長
副幹事長	教養課次長
幹事	総務課課長補佐（企画担当）、警務課課長補佐（企画第一及び企画第二担当）、生活安全企画課課長補佐（企画指導監察担当）、地域課課長補佐（企画監察担当）、刑事総務課課長補佐（指導第一及び指導第二担当）、組織犯罪対策課課長補佐（企画指導監察担当）、交通企画課課長補佐（企画指導監察担当）、公安課課長補佐（企画指導監察担当）、警察学校教務科長及び教養課課長補佐（教養企画担当）並びに幹事長が指名する者

(4) 会議の開催

幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、開催する。

3 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部教養課において処理する。

第4 推進要領

1 警察署における職場教養実施計画の策定等

(1) 教養担当者は、委員会が策定した年間の職場教養計画に基づき、毎年4月から翌年3月までの職場教養実施計画を策定し、警務部教養課長を経由して報告するとともに、これを推進すること。

(2) 職場教養実施計画の策定に当たっては、職場教養実施計画策定時の検討事項（別表）に基づき検討を行い、職場教養を効果的かつ効率的に推進することができる内容とすること。

2 効果的な職場教養の実施

職場教養を実施する際は、教養目的及び教養対象を明確にするとともに、集合教養、小集団活動、個別指導、資料配布等のうち最も適した教養手法を選択し、効果的な教養となるよう配慮すること。

3 職場教養実施結果の報告

教養責任者は、特に効果的又は効率的と認められる職場教養を実施した際は、実施の都度警務部教養課長を経由して報告するものとする。

別表

職場教養実施計画策定時の検討事項

検討項目	検討事項
計画期間の検討	○ 計画の策定に当たっては、短期（1、2年）、中期（5年程度）及び長期（10年程度）計画を視野に入れ、継続的な育成方策を検討する。
教養対象の選定	○ 部門及び所属の実情を考慮し、教養対象を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属職員全体、警察官又は一般職員 ・ 採用時教養終了後の実務経験の少ない地域課員 ・ 業務を問わない年代別 ・ 階級別、業務別又は係別 ・ 巡査部長、警部補等昇任者 ・ 業務担当新任者 ・ 業務の中核たる者又は今後その役割を担う者
教養重点の検討	○ 教養対象に適した教養重点を策定する。また、ランク分けするなど必要なものから実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査要領、捜査書類の作成要領又は現場対応要領 ・ 法令、例規通達等の周知 ・ 担当業務の処理要領又は担当業務以外の処理要領 ・ 巡査部長、警部補等階級別の職務
教養手法の検討	○ 教養対象及び教養重点に適した手法を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合教養 ・ 研修、講習又は実戦塾 ・ 資料配布（執務資料等） ・ 実務研修（短期又は長期） ○ 教養実施者の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部主管課員 ・ 所属内の幹部 ・ 技能指導官等に指定された者 ・ 専科又は研修を修了した者
実施時期及び実施期間の設定	○ 教養対象に応じて効果を予測し、実施時期及び実施期間を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期実施（毎日、週、月、四半期等） ・ 集中実施（年度初め1週間等）
効果の検証及び計画の見直しの実施	○ 教養対象に応じて効果の検証を行い、必要がある場合は、計画の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上司による面接や業務の取組状況から判断 ・ 質問や簡易な試験

